

vol. 2236

【発行】大分県高等学校教職員組合教宣部 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館
TEL / (097) 556-2838 FAX / (097) 556-8998 MAIL / ohtwu@view.ocn.ne.jp

大分県高教組情報

【発行者】大野 真二 【印刷】佐伯印刷(株) 【売 価】30円(組合員の購読料は組合費の中に入れて徴収しています)



今号の掲載内容 (掲載順)

- 大分支部教研報告 8月27日(木) 18:00~
- 人事院が一時金のみを先行勧告 10月7日(水)
- 当面の運動方針を決定-第497回中央委員会 10月8日(木) 13:30~

大分支部教研報告

と き: 8月27日(木) 18:00~20:30

と ころ: 大分県教育会館 101研修室

今年の大分支部教研は、長年、外国にルーツを持つ子どもの支援をされている、足立恵理さん(大分人権教育ワークショップ研究会)の講演会を開催しました。

足立さんは、中学校社会科の講師時代の経験から、大分で外国につながる親子のための進路ガイダンスや交流会を開き、支援のあり方を探っている方です。

日本語が全く分からない状態で来日した子どもたちの「3つの壁」(高校進学

の壁、高校卒業の壁、就職の壁)を柱に、子どもたちの置かれている現状、足立さんがこれまでかかわった中国、タイ、フィリピン出身の子どもの実態などを話していただきました。たくさんの資料をもとに、悩んでいる子ども、保護者の力になりたいという思いがひしひしと伝わってくるあつという間の2時間半でした。高校や支援学校で働く私たちにも、高校に進学するまでの背景を知って、支援の場を設定して欲しいと訴えられました。

普段なかなか考えることの少ない、しかし当事者の子どもや保護者だけでなく、私たちの地域、日本全体にとっても、とても大切な問題を考える貴重な時間でした。会の後も生徒のことを相談する組合員が次々と足立さんに話しかけていました。

新型コロナウイルスの影響も続く中で、勤務終了後にもかかわらず多くの支部組合員に集まっていただきました。感謝申し上げます。

大分支部長 栗林 裕之

2020年人事院勧告 ～一時金のみ先行勧告

0.05月の引き下げ（引き下げは10年ぶり）-10/7

人事院は10月7日、国会と内閣に対して国家公務員の一時金を0.05月引き下げる勧告を行いました。引き下げ勧告が出されるのは、2010年以来10年ぶりになります。本来8月上旬に行われる人事院勧告ですが、今年度は新型コロナウイルスの影響で民間給与実態調査（民調）が大幅に遅れ、一時金を先行調査し、月例給については9月30日まで調査を実施していました。異例な形ではありますが、今回一時金のみを勧告を行いました。すなわち今年度は2回勧告が出されることとなりますが、現時点では残った月例給の勧告がいつになるのかは明らかにされていません。また大分県人事委員会の勧告がいつになるのかも同様でわかっていません。

給与勧告の骨子

○ 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ（△0.05月分）

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

I 給与勧告制度の基本的考え方

（給与勧告の意義と役割）

- ・国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な報告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を实地によらない方法で先行実施（完了率80.3%）

なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数4.50月）

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

		6月期	12月期
令和2年度	期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
	勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
3年度以降	期末手当	1.275月	1.275月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職（一）…現行給与408,868円平均年齢43.2歳〔対前年△2,255円、△0.2歳〕

当面の運動方針を決定 第497回 中央委員会開催

と き：10月8日(木) 13:30～ ところ：教育会館多目的ホール

執行委員長あいさつ(要旨)

首相が開催する教育再生実行会議が、9月8日に「新しい生活様式」を踏まえた少人数によるきめ細かな指導體制や環境整備が急務とする方向性を確認するとした中間答申をまとめました。もちろん対象が小中学校のみで、予算が絡む教員増などには言及していない不十分なものですが、安倍前首相が作り、政府寄りのメンバーで固められたこの会議ですら、少人数学級を打ち出したことは、少人数学級が喫緊の課題であること示しています。そして、大分県教育委員会が9月25日に発表した来年度の県立高校入学定員では、前年より160名定員が減っていますが学級減は1学級にとどめ、学級定員が40名に満たない、いわゆる「虫食い学級」を23学級増やしています。私たちが求める少人数学級にはまだまだ遠く及びませんが、教育委員会の努力がうかがえる入学定員といえます。まだまだ終息の時機が見えないコロナウイルス感染拡大ですが、今後予想される未知の感染症予防対策としても、少人数学級の実現は大変有効です。今こそ道筋を付けなければならない課題であり、また、教育効果や教職員の働き方改革など、あらゆる面で、学校職場の改善につながる少人数学級の実現に向け、私たち高教組は今後一層とりくみを強化します。

安倍前首相が突然退陣を発表し、菅首相が誕生しました。この間、新内閣の支持率は高く、政党支持率でも自民党が持ち直していますが、菅義偉首相こそ、7年8ヶ月に及んだ安倍政権を官房長官として支え続けた人物であったことを忘れてはなりません。また、日本学術会議の新会員任命拒否に見られるように、国会の議席数をよりどころに、傍若無人に振る舞う姿勢は安倍政権と何ら変わるところがありません。政権に批判的な学者を排除したとしかみえない事態を、「法に基づいて判断した」で押し切ろうとする態度は、批判する人々を「こんな人たちに負けるわけにはいかない」と揶揄した前首相の態度と同じです。国内に分断をもたらすだけであった安倍政権とその後継たる菅政権には、来る総選挙で私たちの怒りを突きつけなければなりません。

例年であれば、この10月の中央委員会では賃金確定交渉の勝利に向けた議論を行っていますが、変則的な今年度は、一時金に限り人事院勧告が出されたばかりで、県の人事委員会勧告については時期も未定です。コロナウイルスの感染拡大に伴って、景気が冷え込んでいることは間違いなく、私たちにとって厳しい勧告がなされる可能性が高いものの、その悪影響を最小限に抑えるため、組織をあげてとりくまねばなりません。

新型コロナ対策で、今年度は代議員の数を大幅に絞った形で定期大会を開催しました。そのため、途中4月と9月に分会代表が参加する拡大戦術会議を開催してはいますが、組織としては2月の第496回中央委員会から8ヶ月ぶりに開催する機関会議です。先行きの見えない時機ですが、私たち大分高教組のとりくみの総括と運動方針を決定するため、参加された代議員の皆さん真摯な討論を期待して、執行委員会を代表してのあいさつといたします。

議長：高橋誠さん(大分南)、田畑幸子さん(別府支援石垣原)

議長：(左から)沼田庄司さん(中津東)、
門脇登志子さん(日出支援)、宇都優子さん(宇佐支援)

質疑応答

◎第1号議案

◇民主的で働きやすい職場づくりのとりくみ

佐伯鶴城：衛生管理者は事務室の方が中心となって行っている学校が多いが、事務室の方だけだと教員の声を聞きづらい面があるので複数でやることはできないか。校長からは1人でないといけなと言われて。複数で行っているという他校の状況を聞きたい。

〔回答〕現在18校が複数体制をとっていて、事務室・職員室1人ずつの形で分担しているところが多い。健康診断とそれ以外で分けるだけで負担がかなり軽減される。教育委員会に問い合わせをすれば、複数体制をとることに特に問題はないと言われるはずである。

討論

◇平和と民主主義を守るとりくみ

日出総合：高校生平和大使や高校生1万人署名の活動が新型コロナウイルスの影響でほとんどできていない。このような状況ではあるが、活動の内容を高校生に宣伝してもらいたい。平和に関する学習機会が減っているのも気になる。また、高校生平和大使のサポーターとしての協力をみなさんをお願いしたい。

◇民主的で働きやすい職場づくりのとりくみ

高田：部活動指導について、4月から5月にかけて16：30までに生徒を下校させないといけな時期は、様々な工夫をしながら時間内に実施することができた。外部指導者についてはなかなか進んでおらず、大胆な方策を行わないとこの超勤問題は解決しない。かけ声だけでは進まないで、何か運動的なものを作っていく必要がある。

また、学校閉庁日の間の休暇の取り方について改めて確認したい。

討論に対する本部見解

- ・部活動について、資料集の中にあるような部活動改革の指針が最近文科省から出されたところである。休日の部活動に教員が関わらなくてよいことや地域への移行等について触れられている。部活動の地域への移行については県教委交渉の折に要望している。高田分会からの発言にあったように、工夫をすることにより時間内に実施することも可能であると考える。
- ・閉庁日の扱いについては、年休や夏季休暇を意に反して取る必要はないことを県教委と確認している。在宅勤務も考えられるが、あくまでも休暇は私たちが自由にとってよいものであるため、他から縛られることはない。

なお、途中休憩時間の後に職場新聞コンクールの表彰を行いました。本来は定期大会で行うものですが、新型コロナウイルスの影響で定期大会の参加者を大幅に制限したこともあり、この中央委員会に延期していました。結果は以下の通りです。

最優秀賞	宇佐産業科学分会
優秀賞	学校司書部・日田定時制分会
優良賞	養護教諭部・障害児学校部・南石垣支援分会

討論の後、採決が行われ、すべての議案が賛成多数で承認されました。その後、第5号議案「当面のとりくみ」が提案され、来年2月に行われる中央委員会までの具体的なとりくみを確認し、最後に大野委員長による団結がんばろうで締めくくりました。